

【資料2】 今回受け付けた提案事項のうち検討の対象とならないものの一覧

ご提案頂いた提案事項のうち、以下のものについては、今回の検討の対象とならないものとして扱います。

提案主体名	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	今回の検討の対象とならない理由
市民で創るヨコハマ若者応援特区 実行委員会	NPO法人の個人情報保護の 行政との同格化	NPO法人を横浜市個人情報保護条例第2条の 「実施機関」と取扱い、行政並みの義務付けをす る。	ご提案の内容は、地方自治体の制度 によるものであり、国の規制ではない ため。